

令和6年度 第1回大津市バリアフリー推進協議会

次 第

令和6年5月29日(水)13時30分～
大津市役所 新館2階 災害対策本部室

1 議 題

- (1)バリアフリーに関する法整備と本市の取組について
- (2)現行の基本構想における重点整備地区の事業進捗について
- (3)特定事業の整備状況の課題と次期基本構想への反映について
- (4)次期基本構想等(移動等円滑化促進方針と基本構想)の構成と基本理念・基本方針について
- (5)移動等円滑化促進地区(案)の選定について
- (6)移動等円滑化促進地区と重点整備地区の設定について
- (7)継続したバリアフリー整備に向けた考え方について
- (8)バリアフリーに関する理解の増進と定着の考え方について
- (9)今後のスケジュール(案)について

2 その他

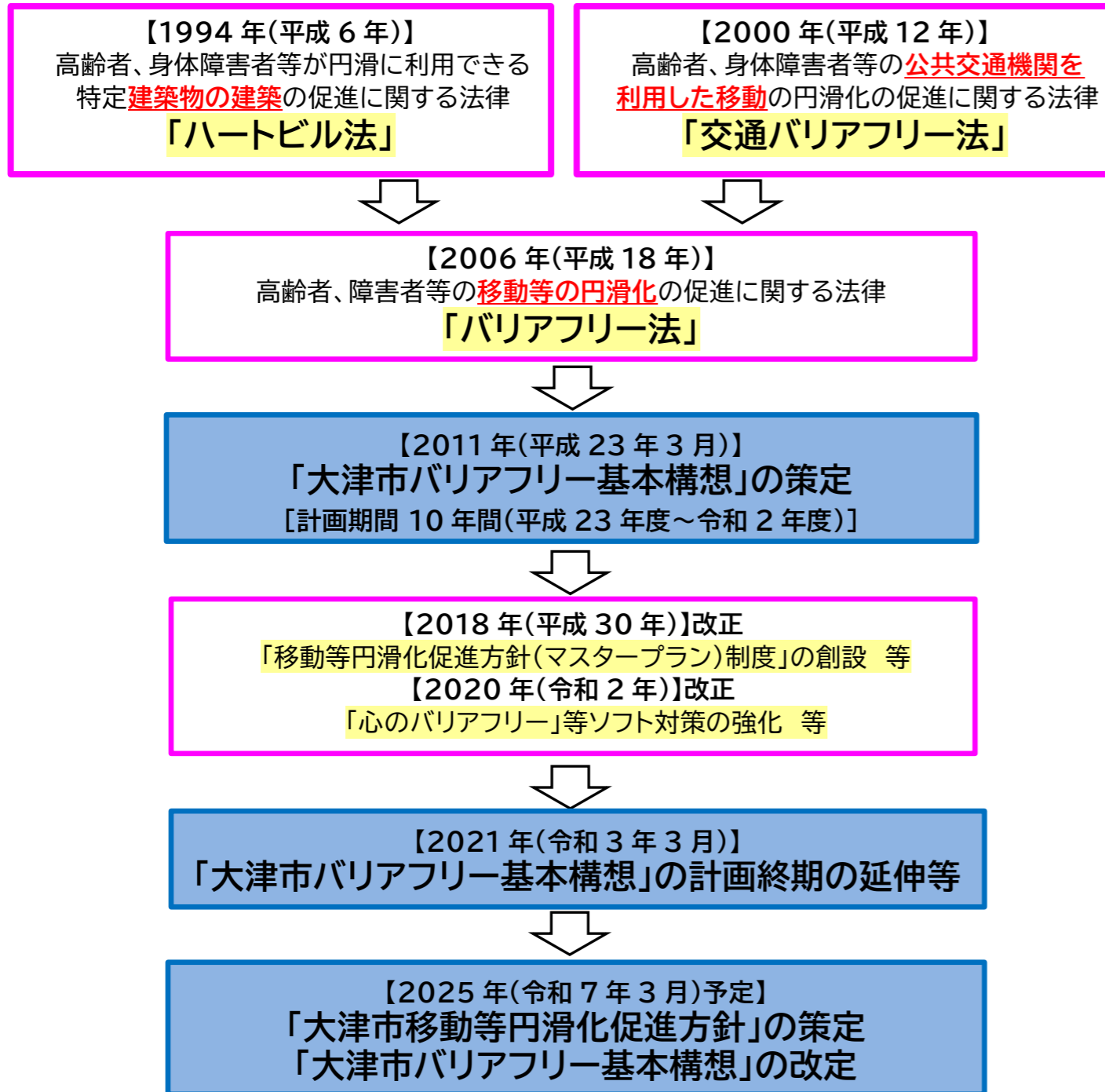
【配布資料】

- 1 次第
- 2 令和6年度 第1回大津市バリアフリー推進協議会資料
- 3 出欠者名簿
- 4 令和6年度 構成員名簿

1 バリアフリーに関する法整備と本市の取組について

(1)バリアフリーについて

本市では、バリアフリーを推進する法整備のもと、2011年(平成23年)3月に「大津市バリアフリー基本構想」を策定しましたが、策定から10年以上が経過し、法改正やバリアフリーを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、2025年(令和7年)3月に「大津市移動等円滑化促進方針(マスタープラン)」を新たに策定するとともに、「大津市バリアフリー基本構想(実行計画)」の改定に向けて取組を進めています。



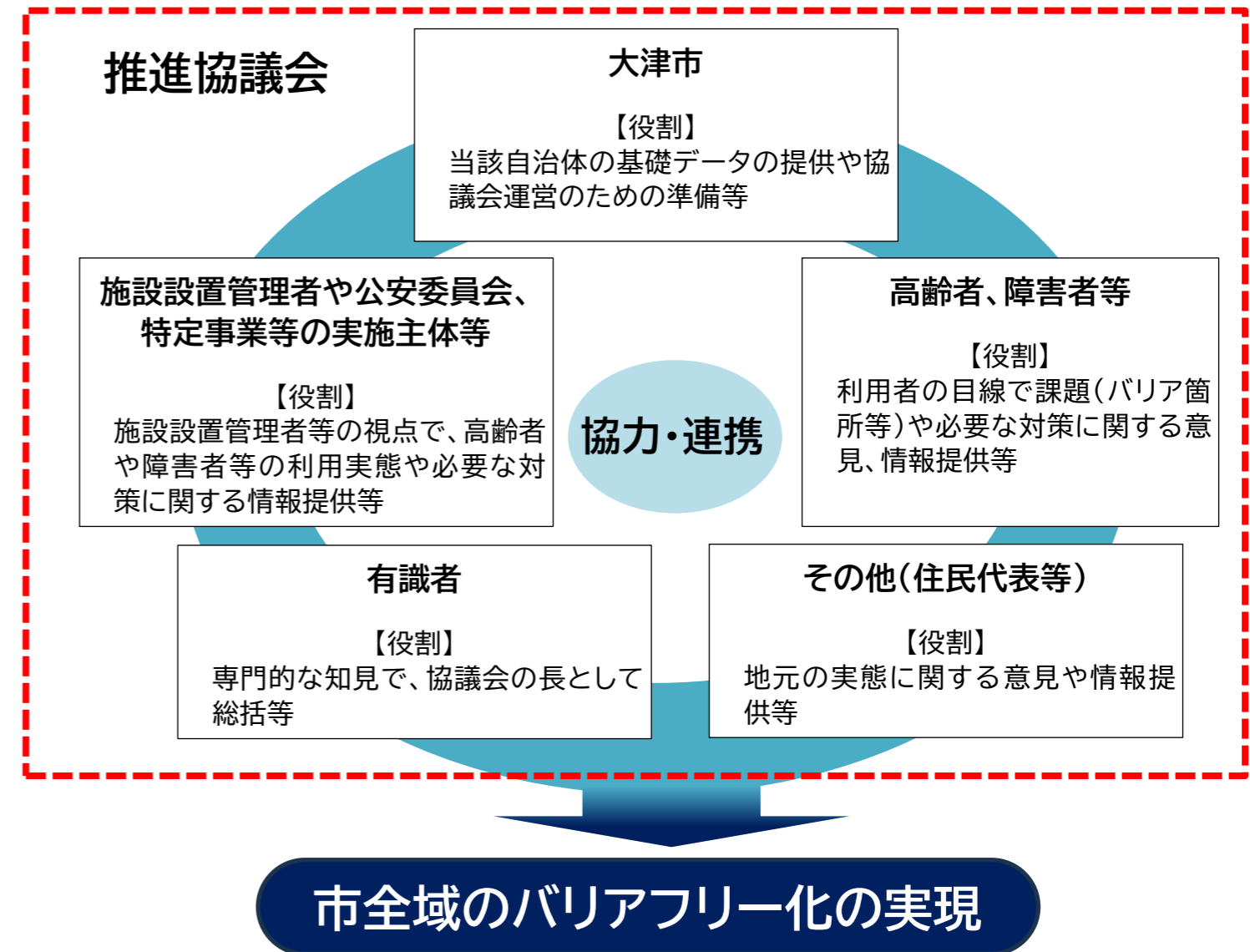
図：バリアフリーに関する法整備の経緯と本市バリアフリー基本構想について

(2)バリアフリー推進協議会の役割

市町においてバリアフリーを推進するために、バリアフリー法第24条の4及び第26条に規定される協議会を設置することは、市町村、関係事業者及び利用者間の協議・調整や合意形成の円滑化・効率化を図る上で望まれます。また、マスタープラン等作成後の移動等円滑化に関する取組の評価や、基本構想作成後の特定事業の進行管理のためにも、協議会での協議、調整が必要です。

そこで、本市では「大津市バリアフリー推進協議会」を設立し、バリアフリーの推進に関わる事項について協議・調整いたします。

協議会構成員に求められる役割は以下のとおりであり、様々な立場の方にバリアフリーの推進に関わっていただくことが市全域のバリアフリー化の実現に必要となります。



資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想策定に関するガイドラインをもとに作成

図：協議会の構成員とその役割

2 現行の基本構想における重点整備地区の事業進捗について

(1) 令和5年度の整備事業について

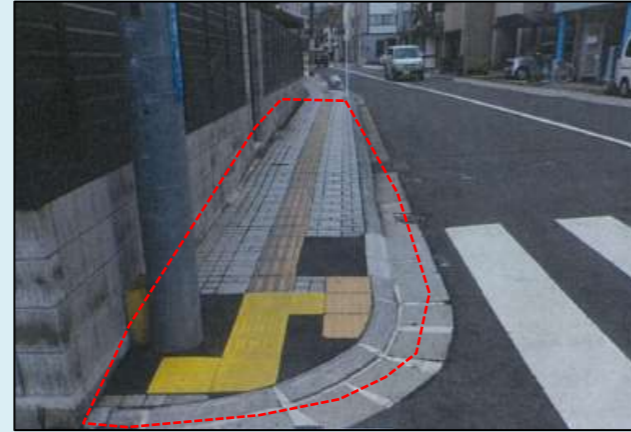
① JR大津駅・京阪浜大津駅(びわ湖浜大津駅)周辺地区

歩道拡幅(市道中3201号線)

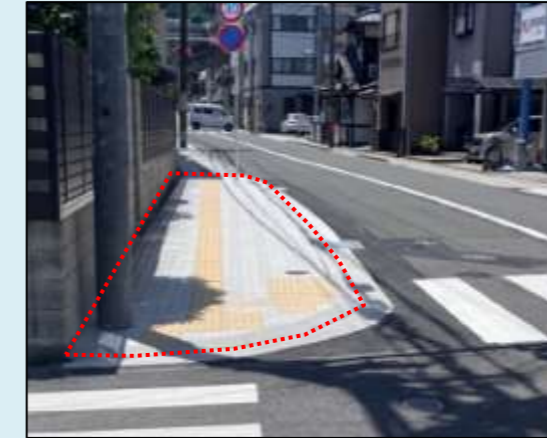


令和4年度に関係団体と協議が整い電柱と信号機を移設し、令和5年度に整備を実施。

整備前



整備後



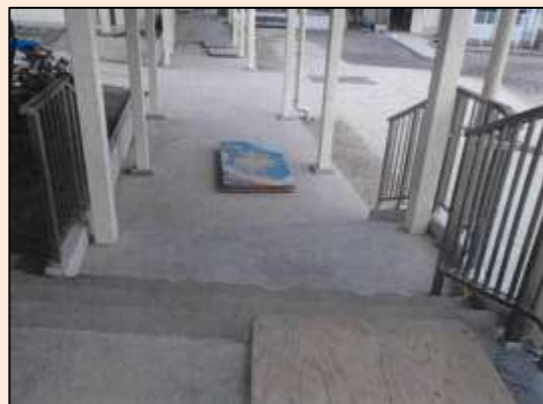
※安全性を確保するため交差点部の歩道を拡幅

② JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区

手すりの設置(市立平野小学校)



整備前



整備後



整備前



整備後



※令和4年度にスロープを設置、令和5年度には手すりを設置し、計画的に整備実施。

歩道の段差解消・点字シートの設置 (市道幹1044号線、中4011号線)



整備前



市道中4011号線

整備後



※連続的な誘導シートの設置。

整備前



整備後



※連続的な誘導シートの設置。

(2) 令和5年度末の未完了事業について

① JR 大津駅・京阪浜大津駅(びわ湖浜大津駅) 周辺地区

凡例

- 生活関連経路(特定事業が未完了)
- 生活関連経路(特定事業が完了等)
- 生活関連施設(特定事業が未完了)
- 未完了事業
- 実施困難な事業
- 重点区域【144.7ha】

(7)-1 その他：三井寺駅

- 下り(坂本方面)ホーム改札前広場と市道の段差解消
- 発売機の障がい者対応

(6)-21：中 3517, 2535 号

- 歩道の拡幅(中 3517 号)
- みなし歩道の設置(中 2535 号)

(6)-18：中 3319 号

- みなし歩道による安全性の高い歩行空間の確保
- 側溝蓋等の改良

(1)-1 公共交通：上栄町駅

- 下り(山科・京都方面)ホームスロープの設置【代替策実施】
- 発売機の障がい者対応

(6)-3：主要地方道大津停車場線

- 地域のまちづくり構想と一体となった歩道整備

(6)-24：大津駅南口地下通路

- 地下通路内の案内・誘導施設の整備

(1)-2 公共交通：鉄道車両(西日本旅客鉄道、京阪電気鉄道)

- バリアフリー化に対応・配慮した鉄道車両の導入

(1)-3 公共交通：バス車両(近江鉄道バス、京阪バス、江若交通)

- 低床バス車両の導入

(6)-23：中 3824 号

- 電柱の歩車道境界ブロック側への移設依頼

(6)-22：中 3701 号

- 交通規制にあわせた歩行空間の確保

(2)-6 建築物：滋賀短期大学附属高等学校

- 扉の常時開放【自動扉を設置】
- 手すりの設置
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置

(6)-17：中 3318 号(浜大津スカイクロス)

- 案内・(音声)誘導施設の整備

(6)-9：幹 1036 号

- 視覚障がい者誘導用ブロックの改良

(2)-3 建築物：中央市民センター

- オストメイトへの対応【代替策検討】

(3)-1 都市公園：大津湖岸なぎさ公園

- 自販機の障がい者対応

(2)-1 建築物：逢坂市民センター

- オストメイトへの対応【代替策検討】

(6)-4：主要地方道大津草津線

- 防滑対策の実施

| 特定事業の種類 | 全体事業数 | 対象事業数 | R6.3末 | R7.3末(計画) |
|--------------|-------|-------|-------------|-------------|
| 01 公共交通特定事業 | 6 | 6 | 1 16.7% | 4 66.7% |
| 02 建築物特定事業 | 37 | 29 | 24 82.8% | 27 93.1% |
| 03 都市公園特定事業 | 5 | 5 | 4 80.0% | 4 80.0% |
| 04 路外駐車場特定事業 | | | | |
| 05 交通安全特定事業 | 2 | 2 | 2 100.0% | 2 100.0% |
| 06 道路特定事業 | 61 | 61 | 51 83.6% | 57 93.4% |
| うち歩道に資する整備 | 58 | 58 | 50 86.2% | 54 93.1% |
| 07 その他の事業 | 2 | 2 | 0 0.0% | 0 0.0% |
| 総計 | 113 | 105 | 82 78.1% | 94 89.5% |

②JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区周辺地区

凡例

- ↔ 生活関連経路(特定事業が未完了)
- ↔ 生活関連経路(特定事業が完了等)
- 生活関連施設(特定事業が未完了)
- 未完了事業
- 実施困難な事業
- 重点区域【191.1ha】

(6)-10 : 幹 1072 号

- バス停の歩道高の改良
- バス停に視覚障がい者誘導用ブロックの設置

(6)-24 : 中 4103 号

- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置

(6)-11 : 幹 1101 号①

- 休憩施設の設置

(6)-2 : 主要地方道大津草津線①

- 防滑対策の実施
- 視覚障がい者誘導用ブロックの改良

(2)-11 建築物 : アヤハディオ

- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 (危険箇所のみ)
- 触知図案内板の設置

(6)-4 : 幹 1033 号

- 電柱の移設依頼

(6)-28 : 中 4306 号

- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置

(6)-17 : 中 3607 号

- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置

(6)-29 : 中 4601 号

- 歩道の確保
- 透水性舗装の整備
- 休憩施設の設置

(6)-19 : 中 4002 号

- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置

(6)-23 : 中 4020 号

- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置

(6)-12 : 幹 1101 号②

- 視覚障がい者誘導用ブロックの改良
- バス停の歩道高の改良
- バス停に視覚障がい者誘導用ブロックの設置

(3) -1 都市公園 : 大津湖岸なぎさ公園

- 自販機の障がい者対応

(6)-20 : 中 4004 号

- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置

(6)-15 : 幹 1102 号①

- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- 電柱の移設依頼

(6)-13 : 幹 1101 号③

- 勾配のきつい箇所の改良
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置

(6)-3 : 主要地方道大津草津線②

- 視覚障がい者誘導用ブロックの改良

(2)-10 建築物 : 大津プリンスホテル

- オストメイトへの対応

(6)-6 : 幹 1044 号②

- 電柱の移設依頼

(6)-7 : 幹 1044 号③

- 電柱の移設依頼

(2)-8 建築物 : 滋賀大学附属小・中学校

- 通路の平坦性の確保

(6)-27 : 中 4301 号

- 電柱の移設依頼

(1)-4 公共交通 : 鉄道車両 (西日本旅客鉄道、京阪電気鉄道)

- バリアフリー化に対応・配慮した鉄道車両の導入

(1)-5 公共交通 : バス車両 (近江鉄道バス、京阪バス)

- 低床バス車両の導入

(7)-1 その他 : 錦駅

- 手すりの設置

(6)-8 : 幹 1044 号④

- 電柱の移設依頼

(6)-26 : 中 4240 号及び 4501 号 (南北連絡橋)

- 視覚障がい者誘導用ブロックの改良

| JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区 | | | | |
|-----------------|------------|------------|---------------------|----------------------|
| 特定事業の種類 | 全体事業数 | 対象事業数 | R6.3末 | R7.3末 (計画) |
| 01 公共交通特定事業 | 12 | 12 | 9 75.0% | 12 100.0% |
| 02 建築物特定事業 | 40 | 25 | 21 84.0% | 25 100.0% |
| 03 都市公園特定事業 | 5 | 5 | 4 80.0% | 4 80.0% |
| 04 路外駐車場特定事業 | 1 | 1 | 1 100.0% | 1 100.0% |
| 05 交通安全特定事業 | 3 | 3 | 3 100.0% | 3 100.0% |
| 06 道路特定事業 | 80 | 80 | 52 65.0% | 68 85.0% |
| うち歩道に資する整備 | 78 | 78 | 50 64.1% | 66 84.6% |
| 07 その他の事業 | 3 | 3 | 2 66.7% | 2 66.7% |
| 総計 | 144 | 129 | 92 71.3% | 115 89.1% |

3 特定事業の整備状況の課題と次期基本構想への反映について

(1) 特定事業の整備状況の課題について

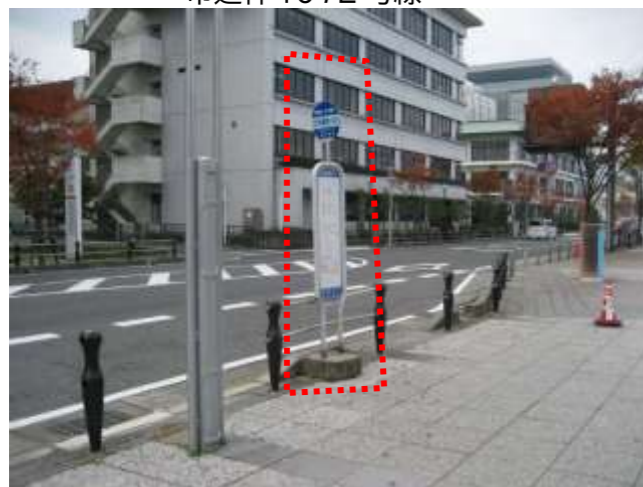
現時点で未完了の特定事業が60事業ありますが、それらの事業を整理したところ、整備手法等の再検討を要する事業が45事業ありました。こうした状況は、整備内容や整備期間等の事業見直しが十分でなかったことが原因と考えられます。

表: 現行の基本構想における事業の進捗状況と再検討を要する事業の整理

| 特定事業の種類 | 対象事業数 | 完了事業 | 未完了事業 | 未完了事業 | | |
|--------------|-------|------|-------|----------|-----------|------------------------------|
| | | | | 完了を目指す事業 | 再検討を要する事業 | 再検討を要する主な理由 |
| 01 公共交通特定事業 | 18 | 10 | 8 | 6 | 2 | 用地確保の困難、経済性・効率性から大規模改修時等に整備等 |
| 02 建築物特定事業 | 54 | 45 | 9 | 1 | 8 | 経済性・効率性から大規模改修時に整備等 |
| 03 都市公園特定事業 | 10 | 8 | 2 | - | 2 | 施設改修時に併せて実施 |
| 04 路外駐車場特定事業 | 1 | 1 | - | - | - | |
| 05 交通安全特定事業 | 5 | 5 | - | - | - | |
| 06 道路特定事業 | 141 | 103 | 38 | 8 | 30 | 用地確保の困難、状況の変化等、施設改修時に併せて実施等 |
| うち歩道に資する整備 | 136 | 100 | 36 | 7 | 29 | |
| 07 その他の事業 | 5 | 2 | 3 | - | 3 | 経済性・効率性から大規模改修時等に整備等 |
| 総計 | 234 | 174 | 60 | 15 | 45 | |

(2) 再検討を要する理由について

市道幹 1072 号線



バス路線の休止により整備の再検討

市道中 4103 号線



歩道幅員が狭いため、拡幅も含めて再検討

逢阪市民センター



オスメイト設置スペースがないため個別での改修が困難
経済性等を考慮し大規模改修等に整備

市道幹 1033 号線



用地の確保が困難(電柱の移設先がない)

京阪電鉄 上栄町駅



スロープ設置するための用地の確保が困難



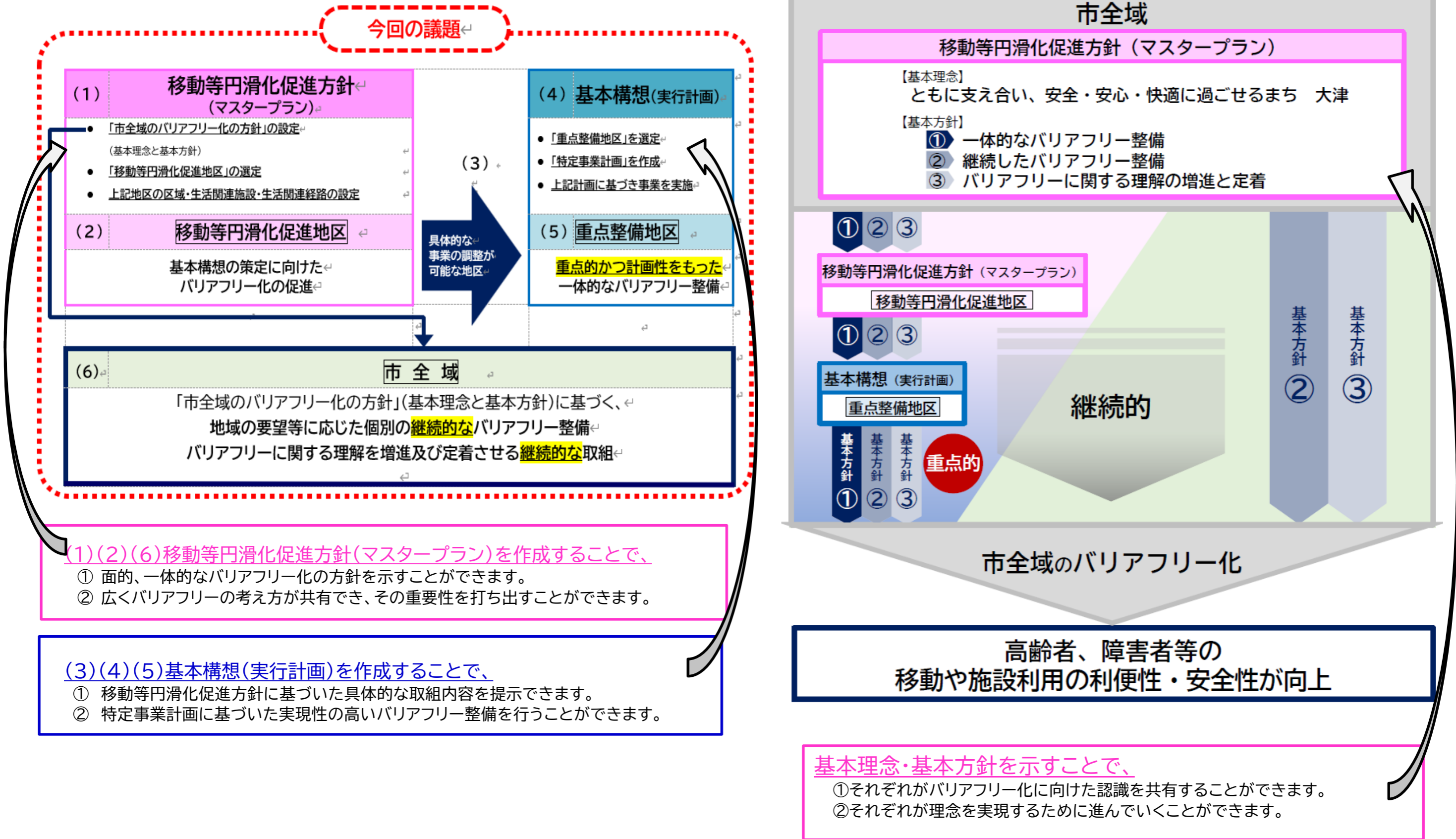
代替策の実施

(3) 次期基本構想への反映について

現行の基本構想の課題を踏まえ、次期基本構想では、特定事業の計画段階において施設設置管理者と、整備内容や整備期間等を十分に精査し、特定事業を設定します。併せて、設定した特定事業に新たな課題等が発生していないか定期的に検証し、事業の見直しや改善を行います。

また、現行の基本構想の未完了事業については見直しを行い、実現性のある特定事業については、次期基本構想への反映を検討します。

4 次期基本構想等(移動等円滑化促進方針と基本構想)の構成と基本理念・基本方針について



5 移動等円滑化促進地区(案)の選定について (令和5年度第3回協議会資料抜粋)

(1)移動等円滑化促進地区(案)の選定について

前回までの大津市バリアフリー推進協議会で、地区の中心となる拠点を、市内40駅の中から、「平均乗降客数3000人/日以上」と「上下利用を必要とする駅」のいずれかに該当する駅とし、該当する20駅について、9項目の評価指標に基づき点数づけしました。その結果、移動等円滑化促進地区(案)として、7地区を選定し、提示しました。

① 大津市中心部エリア、石山エリア、瀬田エリア

現行の基本構想で重点整備地区に設定されている、JR大津駅、京阪びわ湖浜大津駅、JR膳所駅、京阪膳所駅に加えて、今回新たに選定されたJR大津京駅、京阪大津京エリアは、互いに隣接しているため、「大津市中心部エリア」として一体で位置づけます。

石山及び瀬田エリアについては、それぞれ促進地区として位置づけます。



駅の乗降者数が多く、施設が集積している地域を選定

② JR湖西線 北小松エリア、近江舞子エリア、志賀エリア、蓬萊エリア

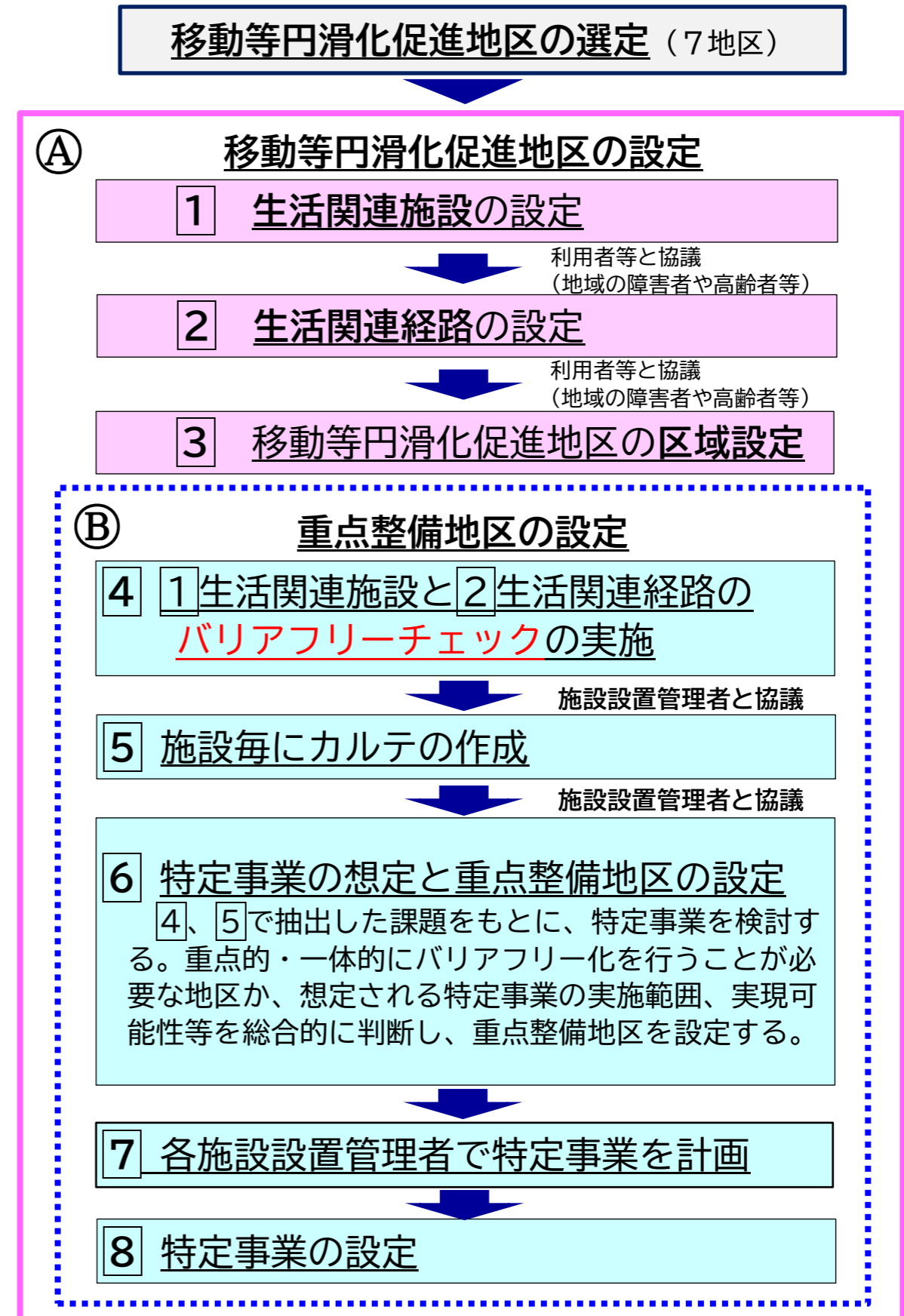
上記の4エリアについては駅間が広く、徒歩圏内ではないため、駅単位毎に促進地区として位置づけます。



上下移動のバリアフリー化が必要な地域を選定

6 移動等円滑化促進地区と重点整備地区の設定について

(1)移動等円滑化促進地区の設定と重点整備地区の設定に向けたフロー



(2)移動等円滑化促進地区の設定に向けた考え方

①生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設です。

- ア 周辺に生活関連施設が集積する鉄道駅
- イ 広域的な利用が見込まれる施設
- ウ 地域の日常生活・社会生活を支える上で重要な施設

②生活関連施設の設定に向けた考え方

上記の考え方から表のとおり9分類した施設を生活関連施設として想定しています。また、今回は鉄道駅を拠点とした地区選定を行っていることを踏まえ、**拠点駅から800m圏内の施設**を候補とします。

生活関連施設は国の基準等や地域の特性を踏まえて、より重要性が高い施設を設定します。また、下表に含まれない施設については、協議会の意見を踏まえて設定します。

一方で、規模に関わらず多くの施設でバリアフリーの推進を図ることが重要であるため、**基本方針②**や**基本方針③**で考え方を示します。

表：施設分類ごとの設定の考え方

| 分類 | 主な設定の考え方 | |
|-------|-----------------|--|
| 交通拠点 | ・主要な鉄道駅等 | |
| 建築物 | 公共施設 | ・全ての官公庁施設 |
| | 病院 | ・医療法で定める病院(20床以上の病床を有するもの) ・該当する施設がない地区については利用実態に応じて設定 |
| | 教育施設 | ・全ての小学校、中学校、高等学校等 |
| | 金融機関 | ・床面積2000㎡以上で、窓口がある銀行等 ・該当施設がない地区については利用実態に応じて設定 |
| | 宿泊施設 | ・床面積2000㎡以上で、客室の総数が50以上のホテル・旅館 |
| | 商業施設 | ・床面積2000㎡以上で、生鮮食品の販売を行うスーパーマーケット等 ・該当施設がない地区については利用実態に応じて設定 |
| 都市公園 | 比較的規模の大きい都市公園等 | |
| 路外駐車場 | 床面積2000㎡以上の駐車場等 | |

③生活関連経路とは

日常的に利用が多い経路や各生活関連施設を結ぶ経路。
生活関連経路は、重点整備地区に設定されると特定道路として指定されます。

④生活関連経路の設定に向けた考え方

現行のバリアフリー基本構想を踏まえて、次期バリアフリー基本構想では、利用者の意見を取り入れた上で、**各経路の現状に見合った整備**を進めていきたいと考えています。

そのため、道路移動等円滑化基準に則した整備を行う「**生活関連経路**」と、安全対策を中心とした整備を行う「**準生活関連経路**」を設定します。

「生活関連経路」

「道路移動等円滑化基準(国が定めた道路の整備基準)」及び「大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に則した整備をする道路



写真: 整備イメージ(歩道整備)

「準生活関連経路」

促進地区内で、十分な歩行空間を確保できない道路において、安全対策を中心とした整備を行う道路
(歩行空間の明示等)



写真: 整備イメージ(歩行空間確保)

⑤移動等円滑化促進地区の区域設定に向けた考え方

図のイメージのとおり、設定された生活関連施設及び経路を含むよう、区域設定を行います。



資料：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」に追記

図：移動等円滑化促進地区のイメージ

⑥移動等円滑化促進地区の設定(案)

JR 大津京駅、京阪大津京駅を対象として図のとおり案を作成しました。

令和5年12月に実施したまち歩きについて(JR 大津京駅・京阪大津京駅周辺)

・2-1 まち歩きの目的

本市では、今後の市全域のバリアフリー化の方針を検討するにあたり、まちのバリアフリー化の状況を実際に見て、体験することで、バリアフリー化の必要性を理解し、共有することを目的に、協議会構成員に対してまち歩きを実施しました。

実施日:令和5年(2023年)12月20日(水) 10:00-12:00

参加者:12名(協議会構成員、道路河川管理課、事務局)

・2-2 実施エリア

まち歩きは、「JR大津京・京阪大津京駅周辺エリア」で実施しました。当該エリアは、JR湖西線と京阪の駅を有し、市役所・公園などの公共施設や商業施設といった生活関連施設候補が集積しています。



※線は移動のみ



※線は移動のみ

JR 大津京駅

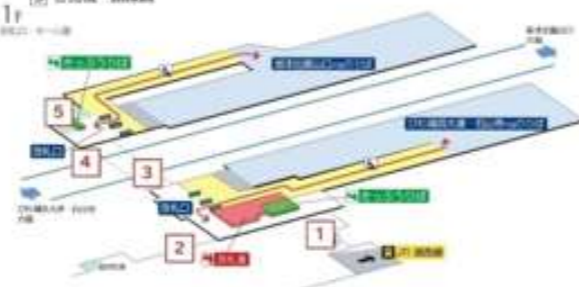
- 1 トイレ・多機能トイレ
- 2 階段・エスカレーター
- 3 エレベーター
- 4 券売機・路線図
- 5 改札口



1 班のまち歩きルート

京阪大津京駅

- 1 券売機・路線図
- 2 改札口
- 3 通路
- 4 改札口
- 5 券売機・路線図



2 班のまち歩きルート



※移動等円滑化促進地区の区域としては大津・びわ湖浜大津地区及び膳所地区と一体とする

(3)重点整備地区の設定について(基本方針①—体的なバリアフリーの整備)

①バリアフリーチェックについて

促進地区に設定された生活関連経路は、実際に現地を歩いてバリアフリーチェックを実施し、現状の課題を抽出します。大津市中心部エリアからバリアフリーチェックを順次進めています。(現時点で滋賀県道5路線、大津市道 20 路線についてチェック済)

※下記の項目を踏まえたチェックシートを作成し調査を行いました。

| 場所 | 主なチェック項目 | 対応方針 |
|-----|--------------------|---|
| 歩道 | 歩道の有無 | 歩道があればバリアフリー基準に沿った整備の検討 歩道がない区間はみなし歩道としての整備の検討 |
| | 歩道の種類と幅員 | バリアフリーの基準であるセミフラット化の検討 |
| | 視覚障害者誘導用ブロックの有無と状況 | 誘導ブロックがない場合は設置の検討 ある場合は損傷ありや JIS 規格でなければ改善の検討 |
| | 勾配や歩車道境界部の段差 | 勾配や段差が大きな箇所は改善の検討 |
| | 歩行の障害となるものの有無 | 凹凸やマンホール等との段差、植栽のはみ出し、看板や 放置自転車、側溝蓋のガタツキや損傷、網目の大きなグ レーチング等があれば改善の検討 |
| バス停 | 視覚障害者誘導用ブロックの有無と状況 | 誘導ブロックがない場合は設置の検討 ある場合は損傷ありや JIS 規格でなければ改善の検討 |
| | 施設の有無 | ベンチ・上屋などの設置の検討 |
| 交差点 | 歩行者信号の有無 | 歩行者信号の設置の検討 |
| | 音響信号の有無 | 音響信号の設置の検討 |
| | 青時間延長ボタンの有無 | 青時間延長ボタンの設置の検討 |
| | 視覚障害者誘導用ブロックの有無と状況 | 誘導ブロックがない場合は設置の検討 ある場合は損傷ありや JIS 規格でなければ改善の検討 |

②カルテの作成について

バリアフリーチェックの結果からカルテを作成して、抽出した課題を整理します。カルテをもとに施設設置管理者と協議し、想定される特定事業の検討を行います。

表面

裏面

(4) 一体的なバリアフリー整備の考え方について

現行のバリアフリー基本構想では、特定事業の7割以上が完了し、バリアフリー化が進んだと考えますが、バリアフリーチェックの結果、一様でない基準・規格の歩道となっている箇所もありました。次期バリアフリー基本構想では、整備の考え方を以下のとおりに整理しました。

① 生活関連経路の整備の考え方

| | |
|----------------|--|
| 全体的な考え | 一体的なバリアフリー整備を展開し、わかりやすく・安心して歩ける道路 |
| ア 道路の構造 | <p>・歩道の構造がマウントアップ形式の箇所については、可能な限り勾配を緩和した形で整備</p>  <p>マウントアップの歩道の改修</p>  <p>セミフラット歩道の例</p> |
| イ 視覚障害者誘導用ブロック | <p>・視覚障害者誘導用ブロックの設置が必要な箇所や、設置済みでも損傷している箇所や現在の JIS 規格に適合するように整備。</p>  <p>損傷したブロックの改修</p>  <p>規格外のブロックの改修</p>  <p>規格外のブロックの改修</p> |
| ウ 歩道のない道路 | <p>・歩行者の安全確保に向けた、歩行空間の明確化等。</p>  <p>歩行空間の明確化の例</p>  <p>歩行空間の明確化の例</p> |

| | |
|-------|---|
| エ 歩道 | <p>・段差や勾配の大きな箇所・凹凸のある箇所については部分的に補修 ・誘導ブロックの整備に併せて、舗装を改修。 ・グレーチングの網目が大きいものは細目に改修する。 ・植栽や看板、自転車等の著しく歩行空間を侵しているものは適切に排除する。</p>  <p>勾配の大きな箇所の改善</p>  <p>凹凸のある箇所の改善</p>  <p>網目が大きい箇所の改善</p> |
| オ 交差点 | <p>歩行者用信号の設置や音響信号や青時間延長ボタンの設置。</p>  <p>歩行者用信号(音響信号)の例</p>  <p>青時間延長ボタンの例</p> |

② 施設関係の整備の考え方

施設については、**下記基準に整合した一体的な整備を目指します。**整備内容や時期について、施設設置管理者と十分に協議し、特定事業の設定を行います。



JR比良駅の整備完了写真

※バリアフリー整備に関する各施設の基準は、下記の省令で定められています。

- ・道路移動等円滑化基準
- ・公共交通移動等円滑化基準
- ・路外駐車場移動等円滑化基準
- ・都市公園移動等円滑化基準
- ・建築物移動等円滑化誘導基準

7 継続したバリアフリー整備に向けた考え方について

(基本方針②継続したバリアフリーの整備)

「市全域でのバリアフリー化」を達成するためには、生活関連施設や経路に設定されていない箇所以外でも、バリアフリー化を推進していくことが重要なことから、市全域での**個別の継続的な整備**を実施します。

その上で、まずは**障害者・高齢者にとって危険な箇所から優先的に整備**していく必要があると考えます。

(1) 道路関係の整備の考え方について

✓ 対策箇所の抽出方法

- ・各種団体からの要望、学区要望等
- ・道路パトロール等
- ・交通量が多い等

✓ 対策方法

- ・交差点部における誘導ブロックの設置
- ・部分的な歩道の段差解消(街路樹帯の対策、舗装補修、歩車道境界ブロック補修)
- ・安全施設の補修(転落防止柵・横断防止柵・ポストコーン等)
- ・部分的な安全対策の実施(歩道帯の明示・区画線の改良)
- ・区画線の補修
- ・不法占用物の取締り(植栽・看板・放置自転車等)



交差点部における点字シートの設置



街路樹帯の撤去による歩道拡幅

(2) 施設関係の考え方

✓ 対策箇所の抽出方法

- ・各種団体からの要望
- ・ヒアリング調査やアンケート調査等

✓ 対策方法

- ・各施設に応じたバリアフリーの整備
- ・暫定的な危険排除策の実施
- ・危険箇所の注意喚起



身障者用駐車場の設置



手すりの設置



点字ブロックの改良



点字プレートの設置



触知案内図の設置

8 バリアフリーに関する理解の増進と定着の考え方について

(基本方針③バリアフリーに関する理解の増進と定着)

「心のバリアフリー」を体現するには市民一人一人が、下表のとおり**正しい理解**、**意識の醸成**、**興味・理解・交流・バリアが無い状態**にすることで達成されます。基本理念である「ともに支え合い、安全・安心・快適に過ごせるまち 大津」を達成するには、施設整備(ハード面)だけではなく、意識を高める(ソフト面)対策が不可欠です。

また、バリアフリー法の改正(令和2年)では、移動等円滑化促進方針の記載事項として「心のバリアフリー」に関する事項を追加、基本構想に記載する事業として「教育啓発特定事業」が創設されました。本市においても、「心のバリアフリー」について調査・整理し、移動等円滑化促進方針及び基本構想に反映します。

「心のバリアフリー」とは

(ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より)

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障壁の社会モデル」を理解すること。(正しい理解)
- ②障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。(意識の醸成)
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。(興味・理解・交流・バリアが無い状態)

(1) 現行のバリアフリー基本構想における心のバリアフリーについて

- ・出前講座
- ・バリアフリーに関する情報提供
→ヘルプマークの普及等
- ・従業員に対する適切な教育訓練の実施
→手話講座等
- ・小中学校におけるバリアフリー教育の充実
→交通環境学習
- ・違法駐輪、看板等の解消に向けた意識の向上
→道路管理者からの指導、条例による違法駐輪の撤去
- ・福祉政策との連携
- ・寄付ベンチの設置



(2) 次期構想における心のバリアフリーの考え方

現行のバリアフリー基本構想では、心のバリアフリーについて記載していますが、具体的な事業を想定していない取組もありました。国土交通省が策定した「教育啓発特定事業実施に関するガイドライン」では取り組み事例を分類しており、次期バリアフリー基本構想では下記の4分類を中心に特定事業の設定を検討します。

現時点では、様々な団体が実施している既存の取組を活かして、類似した取組の一体的な展開や、連携可能な各取組の横断的な展開を検討したいと考えています。

また、施設のバリアフリー化については各々の施設規模や施設設置管理者の考えがある中で、一様な整備を実施するのは困難です。そのため、様々な状況に応じた整備事例集や、施設設置管理者に向けた啓発活動等を検討します。

※心のバリアフリーの分類と活動事例

1. バリアフリー教室(イベント・シンポジウム)

- ・小・中学生への障害理解教育の推進
<福岡県北九州市>
- ・公共交通事業者の主催するイベントにおけるバリアフリー教室の開催事例
<国土交通省北陸信越運輸局>
- ・多様な体験学習の事例(聞こえない体験等)
<(一社)福岡市ろうあ協会>



2. まち歩き点検

- ・まち歩き点検等の成果を活用したバリアフリーマップの作成事例
<福岡県北九州市>
- ・児童を対象としたまち歩き点検等の実施事例
<福岡県田川市>
- ・デジタルを活用したバリアフリー情報の共有
<国土交通省>



3. 適正利用の広報啓発

- ・市町村が実施するユニバーサルデザインのワークショップ等の実施
<東京都世田谷区>
- ・ユニバーサルマナーセミナー&障害者アスリート講演会
<あいおいニッセイ同和損害保険(株)>
- ・心のバリアフリーガイド
<北海道札幌市>

4. 人材育成

- ・バリアフリー障害当事者リーダー養成研修
<NPO 法人 DPI 日本会議>
- ユニバーサルデザインを实践する市民リーダーの育成
<静岡県浜松市>
- 「サービス介助士」資格取得研修
<東武鉄道(株)>

| 実施主体 | 東京都世田谷区 |
|-------|--|
| 対象者 | ・市(区町村)民 |
| テーマ | ・ユニバーサルデザイン |
| 取組の概要 | <p>① 区民向けのワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの方がまちを快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン(UD)の工夫や配慮を紹介する冊子として、平成28年度より世田谷から発行するユニバーサルデザインのある暮らしマガジン「世田谷UDスタイル」を毎年発行。(現在第7号まで発行) ・ユニバーサルデザインの普及につながるテーマを定め、区民参加のワークショップを年2回開催(参加募集は年1回)。 ・募集対象は区民、区内在学・在勤者に限定、対象への該当有無の確認事務は「せたがやコール」(区役所内のお問合せセンター)にて対応。 ・令和3年度のワークショップ「誰が? どうやって使う? ~バリアフリー設備の適正利用について学ぼう~」を実施。 ・「世田谷UDスタイル」第8号は「今ある施設・設備をみんなが快適に使うために」をテーマとし、バリアフリー整備の紹介と設備の適正利用について考える冊子となっている。 |

9 今後のスケジュール(案)について

| | 令和5年度 | | | | | | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|----------------------|---|-----|-----|---|----|----------------------|---|----|---------------|----|----------------|----|---------------|-----|--------------|----|----|----|--|--|--|
| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 協議会 | ● 第1回(7/26) ①現基本構想の事業進捗状況の報告 ②次期基本構想等の策定スケジュールの説明 など | | | ● 第2回(11/8) ①次期基本構想等の策定の進め方 ②移動等円滑化促進地区候補の中心となる拠点(案)の抽出 など | | | ● 第3回(2/9) ①移動等円滑化促進方針(案)の設定 ②移動等円滑化促進地区(案)の選定、生活関連施設、生活関連経路、区域(案)の設定 など | | | ● 第1回(5/29) ①促進地区(案)の選定と設定に係る協議 ②重点整備地区(案)の設定に係る協議 | | ● 第2回(8月中) | | ● 第3回(11月中) | | ● 第4回(2月中) | | 促進方針・基本構想の策定 | | | | | | |
| 市議会報告 | | | ● 9/19 施設常任委員会 | | | | | | ● 3/14 施設常任委員会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| パブコメ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

今後のスケジュール(案)

令和6年5月29日 第1回バリアフリー推進協議会

- ・促進地区(案)の選定と設定に係る協議
- ・重点整備地区(案)の設定に係る協議

※障害者や高齢者を中心とした地域利用者の意見を踏まえ、促進地区を検討する

8月頃 第2回バリアフリー推進協議会

- ・促進地区(案)と重点整備地区(案)の設定に係る協議

11月頃 第3回バリアフリー推進協議会

- ・促進地区(案)と重点整備地区(案)の設定に係る協議

12月頃 パブリックコメントの実施(1か月間)

- ・パブリックコメントの結果の報告

令和7年2月頃 第4回バリアフリー推進協議会

- ・パブリックコメントの結果報告
- ・最終案の確認

3月頃 促進方針・基本構想の策定